

# 指定訪問リハビリテーション及び 介護予防訪問リハビリテーション 樂天堂内科整形外科 甲府樂天堂訪問リハ 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人樂々堂が開設する樂天堂内科整形外科 甲府樂天堂訪問リハ(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、適切なリハビリテーションを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

### 第2条

1 事業は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 事業の対象者は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者(介護予防にあっては要支援者)とする。

3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 樂天堂内科整形外科

2 所在地 山梨県甲府市朝氣1丁目1-29

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者医師 1名以上 医師 1名以上 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもリハビリテーションの提供に当たる。

2 理学療法士 または作業療法士 1名以上 (常勤兼務)

理学療法士または作業療法士は、指定訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき、指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始は除く。

2 営業時間 午前9時00分～午後6時00分

サービス提供時間 午前9時00分～午後6時00分

(指定訪問・介護予防リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

1 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の内容は、次のとおりとする。

- 一 病状や全身状態の確認
- 二 関節可動域訓練・筋力増強訓練
- 三 基本動作訓練
- 四 歩行訓練・階段昇降訓練
- 五 日常生活動作訓練
- 六 福祉用具や住宅改修の助言
- 七 その他

2 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める

基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その1割.2割.3割の額とする。※甲府市の地域区分単価は1単位 10.17円になります。

一 基本料金

【要介護】

- ・20分（1回）308点
- ・40分（2回）616点
- ・60分（3回）924点

1回あたり			
提供時間＼負担割合	1割負担	2割負担	3割負担
40分	約 626円	約 1252円	約 1878円
60分	約 939円	約 1878円	約 2817円

【要支援】

- ・20分（1回）298点
- ・40分（2回）596点
- ・60分（3回）894点

1回あたり			
提供時間＼負担割合	1割負担	2割負担	3割負担
40分	約 606 円	約 1212 円	約 1818 円
60分	約 909 円	約 1818 円	約 2727 円

## 二 加算料金

### ① サービス提供体制強化加算 I

#### 【要介護・要支援】

20分（1回）6点

40分（2回）12点

60分（3回）18点

提供時間＼負担割合	1割負担	2割負担	3割負担
40分	13円	25円	37円
60分	19円	37円	55円

3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に要した送迎費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額とする。

- ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 500円
- ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 1000円

二 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものは、実費を徴収する。

三 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### （通常の事業の事業実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、甲府市（朝氣、青沼、里吉、城東、砂田、和戸）の区域とする。

#### （サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者が指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を受ける際に留意すべき事項は、

次のとおりとする。

- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、他の迷惑にならないよう利用し、また安全性の確保に留意するものとする。
- 二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- 三 利用者は、事業所内では飲酒・喫煙しないこと。

#### （非常災害対策）

第10条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、

当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 定期的な消火、通報及び避難の訓練（年1回以上）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 非常災害時の関係機関への通報、連絡体制の整備及び従業者への定期的周知
- 五 その他防火管理上必要な業務

（苦情処理）

第 11 条 管理者は、提供した指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条

- 1 従業者は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 13 条

一 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常

時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）

第 15 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3 か月以内

二 継続研修 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人樂々堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から上記の如く変更する。